

第 4 回御池沿道関係者協議会資料

- 1 御池通の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 御池通シンボルロードのコンセプトと目標像・・・・・・・・ P 4
- 4 最終報告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

【平安時代～戦前】

- ・平安京造営以来の三条坊門小路という道幅の狭い小路であった。
- ・現在の二条城から三条通の辺りに「神泉苑」という広大な苑地があり、その中の池が御池と呼ばれていた。
- ・この御池に通じることから江戸中期頃から御池通と呼ばれるようになったらしい。
- ・当時としては、絹問屋や刀関係の職人が集まる活気のある通りであった。



そのまま昭和20年までは幅員8m程度の町通りとして続く。

【戦中～現在】

昭和20年3月 御池通の鴨川西岸から堀川通までの南側の民家に対して疎開を実施（通り南側70mの幅で建造物を除去）

昭和22年 幅員50mの都市計画道路として都市計画決定される。

昭和28年 道路幅員拡幅事業完了

昭和30年代 都心業務中枢地として業務系の建築物が立ち並び始める。

見物客の増加に伴い、祇園祭の山鉾巡行ルートが広幅員の御池通に変更される。

平成8年 御池通シンボルロード整備事業着工

平成9年 地下鉄東西線が開通。御池地下駐車場、御池地下街が開業

平成11年6月 御池通沿道景観形成計画 指定

平成14年10月 御池沿道関係者協議会 設立

平成15年6月 御池通シンボルロード整備事業完了

御池沿道関係者協議会	御池通に関連する動き
平成14年10月 第1回協議会 御池通の現状及び特性について 12月 座長・座長代理と 経済界委員との懇談会 平成15年1月 沿道5学区住民による御池通シンボルロードワークショップ 1月 第2回協議会 沿道建築物の規制について にぎわいづくりについて 「景観形成部会」「にぎわいづくり部会」 の設置決定 3月 第1回景観形成部会 御池通の目標像（案）について 沿道建築物の規制・誘導のあり方について アンケート実施の決定 3月 第1回にぎわいづくり部会 御池通の目標像（案）について 商業施設，集客施設の誘致の方向性について 4月 沿道地権者アンケートの実施 配布，回収，集計 5月 座長・座長代理と 大学生との懇談会	平成14年8月 御池通シンボルロード情報連絡会設置 平成14年11月 「まちなかを歩く日」で，城巽五彩の会が，御池通でオープンカフェやパフォーマンスなどのイベントを開催 平成15年2月 美化推進強化区域の新しい啓発看板を設置 憩いのスペースとして，13箇所にベンチを設置 5月 「中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業補助金交付要綱」制定

御池沿道関係者協議会	御池通に関連する動き
平成15年6月 第2回にぎわいづくり部会 花と緑が溢れる憩いの環境づくりについて イベントによるにぎわい創出の必要性について 6月 沿道事業者との懇談会（1） 6月 地元マスコミとの懇談会 7月 第2回景観形成部会 アンケート結果報告 今後の取組の方向性について 7月 沿道事業者との懇談会（2） 9月 第3回協議会 中間とりまとめ	平成15年6月 御池通シンボルロード整備事業完了 6月 沿道5学区自治連合会懇談会 ○沿道美化活動実施について 6月 御池沿道美化推進委員会の設置 9月 沿道美化活動の実施 ○沿道5学区自治連合会による御池通清掃 11月 京都御池中学校建設についての民間業者からの提案を公募 11月 「まちなかを歩く日」で、五彩の会が御池通でオープンカフェやパフォーマンスなどのイベントを開催 (中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業) 11月～12月 御池通特別商業地区建築条例案に関する意見募集の実施

御池沿道関係者協議会	御池通に関連する動き
平成16年8月 第4回協議会 最終取りまとめ	平成16年3月 御池通沿道特別商業地区建築条例可決 ○京都市議会が条例の制定案を可決 4月 京都市自転車等放置防止条例に基づく警告区域の指定を鴨川から烏丸通まで拡大 4月 京都御池中学校・複合施設概要発表 5月 オープンカフェの開店 ○スポーツ館ミツハシの敷地内でオープンカフェが開店 6月 景観法の成立 ○地方自治体に景観の保全を促すことを目的とした初めての法律が成立。 6月 都市計画審議会において、御池通沿道特別商業地区の決定について承認 7月 御池沿道特別商業地区建築条例施行

■ コンセプト

市民の皆様に親しまれ，生活に潤いと安らぎを与える道路として，
また，世界の人々を魅了する京都のメインストリートとして，新たな
ときめきとにぎわいの空間となること

■ 目標像

シンボルロードとしてふさわしい建物の形成

にぎわいと文化の創出

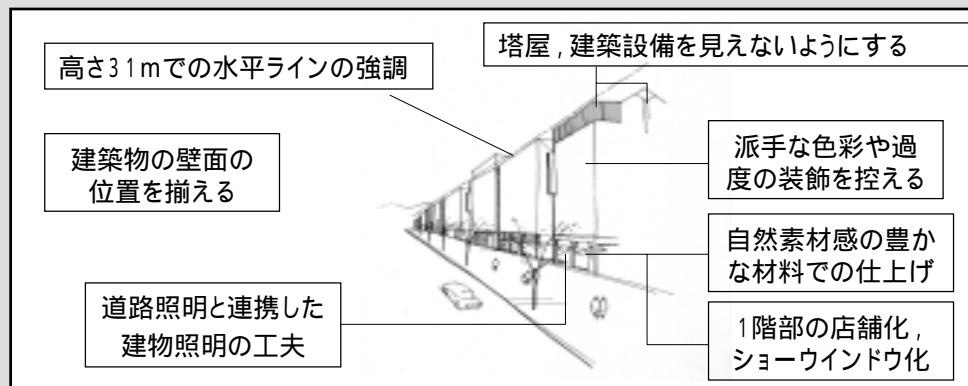
花と緑が溢れる憩いの環境

パートナーシップによる育み

シンボルロードとしてふさわしい建物の形成

(1) 今までの議論のまとめ <一部抜粋>

- ・沿道景観形成計画の周知を図る。
- ・ふさわしい建物景観形成に向けて実効性のある取組が必要である。
- ・建築物の1階に店舗、事務所等を設置すべきである。
- ・一定の風俗営業を禁止すべきである。
- ・現在の営み等は継続可能とするべきである。
- ・建築物の高さ等形態の規制については今後引き続き協議を重ねるとともに、景観法に基づく新たな制度の活用を検討する。



沿道景観形成計画イメージ

(2) 具体的な目標

- ・京都を代表する通り景観の形成を目指し、1階ににぎわい施設を設置するなど、ある一定のルールが守られた建物の集積を目指す。
- ・建築物のきめ細やかなルールを地権者で決め、地区計画等の制度を活用することを目指す。
- ・現在の営みや居住は継続可能なものとする。
- ・京都を代表する通りとして、ふさわしくない一定の風俗系用途の建築防止を目指す。

(3) 実現化方策

ア) すでに実施しているもの

- ・特別用途地区の指定

イ) 今後取り組んでいくもの

- ・地区計画等の活用
- ・御池通シンボルロード活性化ガイド（仮称）の作成
- ・優良再開発建築物整備促進事業の活用
- ・景観法に基づく制度の活用を検討

にぎわいと文化の創出

(1) 今までの議論のまとめ <一部抜粋>

- ・御池通にふさわしい店舗を誘致する取組が必要である。
- ・日常的に人が来るイベント等のソフトな仕組みが必要である。

実施例



沿道オープンカフェ



「灯りでむすぶ姉小路界限」
(御池通)

(2) 具体的な目標

- ・魅力的な店舗や飲食店等の商業施設だけでなく、文化性の高い集客施設等も誘致し、質の高い魅力を醸し出すにぎわいの創出を目指す。
- ・新たなイベントを創出し、市民から観光客まで、子どもから高齢者までが集い、交流ができる通りをを目指す。

(3) 実現化方策

ア) すでに実施しているもの

- ・「京の空き店舗情報」の周知
- ・「中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業」の活用

イ) 今後取り組んでいくもの

- ・京都御池中学校のにぎわい施設の設置
- ・新規出店店舗に対する融資支援の実施
- ・店舗誘致を推進する取組や仕組みづくり
- ・光をキーワードにしたイベントの実施
- ・歩道上でのイベント等の実施に関する検討

花と緑が溢れる憩いの環境

(1) 今までの議論のまとめ <一部抜粋>

- 花と緑が溢れる憩いの環境を目指す。
- 誰もが憩う，集う，安らぐ空間として活用したい。
- ごみの散乱，放置自転車，自転車の走り方等のマナー問題について考える必要がある。
- 沿道の名所・史跡や店舗を紹介してはどうか。

(2) 具体的な目標

- ケヤキ並木を中心に，花と緑が溢れる都心の快適な散策道の形成を目指す。
- 座れる施設を設置するなど，都心のオアシスとして憩いの空間づくりを目指す。
- ごみや放置自転車のない美しい道路空間を目指す。

(3) 実現化方策

ア) すでに実施しているもの

- 沿道住民等による美化活動の取組
- 憩いのスペースの確保
- 啓発看板の設置
- 放置自転車の撤去の強化

イ) 今後取り組んでいくもの

- 花や緑を守り育てる取組
- 自転車等駐車場整備の調査・研究
- 沿道の名所等の周知の検討

実施例



歩道のベンチ



放置自転車撤去・美化推進強化区域の看板

パートナーシップによる育み

(1) 今までの議論のまとめ <一部抜粋>

- ・にぎわい創出とふさわしい景観形成を実現するため、地元、経済界、行政のパートナーシップによる、持続的な取組が必要である。
- ・具体的な取組は、状況に応じて柔軟に対応できるように、また取組に応じて個別に組織が存在することが望ましい。

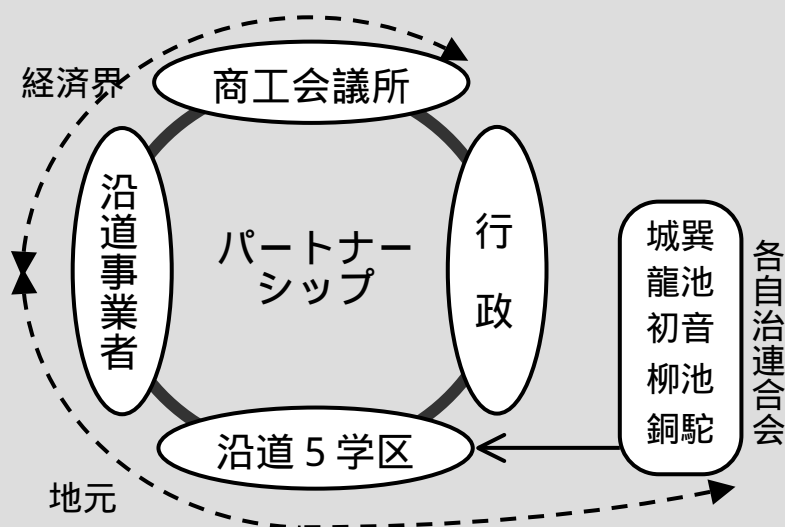
(2) 具体的な目標

- 地元、経済界、行政の協働により、御池通を創り、育てていくことを目指す。
- 沿道事業者の組織化を目指す。

(3) 実現化方策

ア) すでに実施しているもの

- 御池沿道美化推進委員会の設置
- 御池通シンボルロード情報連絡会の活用
- まちづくり団体との連携
- パートナーシップによる取組の推進



既存の取組紹介



御池通シンボルロード・ワークショップの様子 9